

# 山口県報

令和5年  
2月28日  
(火曜日)



## 山口県告示第六十八号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第二百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。  
当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和五年二月二十八日から同年三月二十二日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市市民環境部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

令和五年二月二十八日

山口県知事 村岡嗣政

○告示  
瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要  
(環境政策課) ..... 一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の十七第一項の規定による指定区域の指定  
(廃棄物・リサイクル対策課) ..... 三

救急病院の認定（医療政策課） ..... 一

漁船損害等補償法第二百十二条第一項の規定による同意（水産振興課） ..... 一

長門都市計画道路の変更（都市計画課） ..... 一

道路の位置の指定（建築指導課） ..... 一

○公告

山口県大島防災センターに係る指定管理者の指定（防災危機管理課） ..... 五

国土調査の成果の認証（政策企画課） ..... 五

国営緊急農地再編整備事業（南周防地区西山・潤田換地区）の換地処分（農村整備課） ..... 五

公共測量の実施（監理課） ..... 五

公共測量の実施の終了（監理課） ..... 五

田布施都市計画道路事業の施行（都市計画課） ..... 五

令和五年度山口県職員採用大学卒業程度試験の実施 ..... 五

○人委公告  
令和五年度山口県職員採用大学卒業程度試験の実施 ..... 五

種類	構造	一 申請者の氏名又は名称及び住所	
		氏名又は名称	U BE 株式会社
工場又は事業場の名称及び所在地	宇部市大字小串一九七八番地の九六	住 所	宇部市大字小串一九七八番地の九六
二 特定施設に関する事項			
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等			
備考	「三三一イ」と「三三一リ」は、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第二百八十八号）別表第一第三十三号の合成樹脂製造業の用に供する総合反応施設及び廃ガス洗浄施設をいう。	三三一イ	三三一リ
		(N <sup>3</sup> /日)	(m <sup>3</sup> /日)
		一、八	一、八
		四、二〇	四、二〇
		令和六、三〇	令和六、三〇
		令和六、一	令和六、一
断続	連続	間隔	一日当たりの使用時間
統一	統一	時間	時間
八時間	二四時間	季節的変動なし	季節的変動の概要
		変動なし	季節的変動なし

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

活性炭吸着処理施設				中和槽		種類		(一) 種類、構造及び使用時間間隔等				四 汚水等の処理施設に関する事項				備考		
処理後	処理前	処理後	処理前			項目		活性炭吸着処理施設		中和槽	種類	汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量		活性炭吸着処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量		備考		
ク	ク	七	〇・一五	通常	水素イオン濃度 (水素指数)	汚水	水素イオン濃度 (水素指数)	鉄製・樹脂ライニ	強化プラスチック	構造	○・一五	七	通常	水素イオン濃度 (水素指数)	活性炭吸着処理施設	通常	水素イオン濃度 (水素指数)	汚水
ク	ク	八・六	〇・〇五	最	大	〇・〇五	通常	一〇〇	一〇〇	能	〇・三五	八・六	六〇、〇〇〇	〇・〇五	一〇〇	通常	化学的酸素要求量 (mg/l)	等
二〇	ク	ク	一〇〇	通常	最	大	一〇〇	活性炭吸着	中和	一三〇	一四〇	一三〇	七〇、〇〇〇	一〇〇	五〇	通常	浮遊物質量 (mg/l)	汚染状態
四〇	ク	ク	一二〇	通常	最	大	一二〇	活性炭吸着	断続	五〇	八〇	五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	八〇	八〇	通常	窒素量 (mg/l)	生態の値
一五	ク	ク	五〇	通常	最	大	五〇	活性炭吸着	四時間	四〇	ク	四時	一〇	ク	一〇	通常	油類量 (mg/l)	燃りん
四〇	ク	ク	八〇	通常	最	大	八〇	活性炭吸着	一日当たり	三〇	ク	四時	二〇	ク	二〇	通常	大	大
ク	ク	ク	二	通常	最	大	二	活性炭吸着	季節的変動の要	二〇	ク	变動なし	二〇	ク	二	常	大	大
ク	ク	ク	一〇	通常	最	大	一〇	活性炭吸着	年工事着手予定	二〇	ク	令和五、四、二〇	二〇	ク	二	常	最	大
ク	ク	ク	二〇	通常	最	大	二〇	活性炭吸着	年工事完成予定	二〇	ク	令和六、四、三〇	二〇	ク	四	通常	大	大
ク	ク	ク	二	通常	最	大	二	活性炭吸着	年使用開始予定	二〇	ク	令和六、五、一	二〇	ク	六	常	最	大
ク	ク	ク	四	通常	最	大	四	活性炭吸着	污水等の一日当たりの量 (m³)	二〇	ク	令和六、四、三〇	二〇	ク	六	常	最	大
ク	ク	三	六	通常	最	大	六	活性炭吸着	污水等の一日当たりの量 (m³)	二〇	ク	令和六、五、一	二〇	ク	六	常	最	大
ク	ク	一	六	通常	最	大	六	活性炭吸着	污水等の一日当たりの量 (m³)	二〇	ク	令和六、五、一	二〇	ク	六	常	最	大

## 五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

No.1 排 水 口	排 水 口			排出 水 の 汚 染 状 態 の 値	排出水の一 日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
	通 常	水素イオン濃度 (水素指數)	化学的酸素要求量 (mg/l)		
七	通 常	最 大	通 常	浮遊物質 (mg/l)	
八〇六	通 常	最 大	通 常	油類 (mg/l)	
一〇〇	通 常	最 大	通 常	空素 (mg/l)	
四〇	通 常	最 大	通 常	燐 (mg/l)	
一五	通 常	最 大	通 常		
四〇	通 常	最 大	通 常		
二	通 常	最 大	通 常		
一〇	通 常	最 大	通 常		
二〇	通 常	最 大	通 常		
二	通 常	最 大	通 常		
四	通 常	最 大	通 常		
八八	通 常	最 大	通 常		
一〇八	通 常	最 大	通 常		

## 山口県告示第六十九号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和五年二月二十八日から同年三月二十二日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市市民環境部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

令和五年二月二十八日

山口県知事 村岡嗣政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 UBE株式会社
- 二 住 所 宇部市大字小串一九七八番地の九六  
工場又は事業場の名称及び所在地
- 三 工場又は事業場の名称及び所在地  
名称 UBE株式会社生産・技術本部宇部電子工業部材工場  
所在地 宇部市大字小串一九七八番地の二〇  
特定施設の種類
- 四 水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第三十三号の合成樹脂製造業の用に供する縮合反応施設及び廃ガス洗浄施設  
変更しようとする事項の内容  
排出水の量を変更することにより、次の表のとおり変更を生ずる。

No.1 排 水 口	排 水 口			排 出 水 の 污 染 状 態 の 値			排出水の一 日当たりの 量 (m <sup>3</sup> )
	項目			水素イオノ濃度 (水素指數)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質量 (mg/l)	
変更後	変更前	七	通常 最大	通常 最大	通常 最大	通常 最大	通常 最大
ク	八	六	通常 最大	通常 最大	通常 最大	通常 最大	通常 最大
ク	二	〇	通常 最大	通常 最大	通常 最大	通常 最大	通常 最大
ク	四	〇	通常 最大	通常 最大	通常 最大	通常 最大	通常 最大
ク	一	五	通常 最大	通常 最大	通常 最大	通常 最大	通常 最大
ク	四	〇	通常 最大	通常 最大	通常 最大	通常 最大	通常 最大
ク	二	〇	通常 最大	通常 最大	通常 最大	通常 最大	通常 最大
ク	二	〇	通常 最大	通常 最大	通常 最大	通常 最大	通常 最大
ク	四	二	通常 最大	通常 最大	通常 最大	通常 最大	通常 最大
ク	八	八	通常 最大	通常 最大	通常 最大	通常 最大	通常 最大
ク	一〇八	七六	通常 最大	通常 最大	通常 最大	通常 最大	通常 最大
ク	九六	一〇八	通常 最大	通常 最大	通常 最大	通常 最大	通常 最大

## 山口県告示第七十号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の十

第七項の規定により、次の区域を指定区域として指定する。

令和五年二月二十八日

山口県知事 村岡嗣政

一 指定区域  
防府市大字江泊字小浜四一一番のうち別図に示す区域、四一五番のうち別図に示す区域、四一六番のうち別図に示す区域、四一八番二のうち別図に示す区域、四一八番三のうち別図に示す区域、四一八番八のうち別図に示す区域、四一八番九、四一八番一〇、四一九番一、四一九番三のうち別図に示す区域、四一九番四のうち別図に示す区域、四一九番五、一〇五四〇番のうち別図に示す区域、一〇五四一一番のうち別図に示す区域、一〇五四五番一のうち別図に示す区域及び一〇五四五番二並びに字竜一〇一六七番一及び一〇一六七番八のうち別図に示す区域

## 二 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第十三条の二第一号に規定する埋立地

（別図は、省略し、その図面を山口県環境生活部廃棄物・リサイクル対策課及び山口県山口環境保健所に備え置いて一般の縦覧に供する。）

## 山口県告示第七十一号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和五年二月二十八日

山口県知事 村岡嗣政

## 山口県告示第七十二号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第一百十二条第一項の規定による同意があつたと認めた。

令和五年二月二十八日

山口県知事 村岡嗣政

## 牛島加入区

山口県知事 村岡嗣政

## 山口県告示第七十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、長門都市計画道路を次のとおり変更した。

その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課及び長門市建設部都市建設課に備え置いて縦覧に供する。

令和五年二月二十八日

一 都市計画の種類及び名称

二 長門都市計画道路一・四・一萩三隅道路  
変更の内容  
位置、区域及び構造の変更

- 一 都市計画の種類及び名称  
長門都市計画道路一・五・三隅長門道路
- 二 変更の内容  
路線の追加

令和五年二月二十八日

山口県知事 村岡嗣政

(二三) 山口県大島防災センターに係る指定管理者の指定  
山口県防災センター条例(平成二十年山口県条例第三十号。以下「条例」という。)  
第十条第一項の規定により、山口県大島防災センターに係る指定管理者を次のとおり指定しました。

令和五年二月二十八日

山口県知事 村岡嗣政

- 一 都市計画の種類及び名称  
長門都市計画道路三・四・二東海岸通り線  
長門都市計画道路三・四・一二長門三隅線  
長門都市計画道路三・五・八小浜市線
- 二 変更の内容  
区域の変更

### 山口県告示第七十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。  
その関係図面は、岩国土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

令和五年二月二十八日

山口県知事 村岡嗣政

### (二四) 國土調査の成果の認証

國土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、國土調査の成果を次のとおり認証しました。

令和五年二月二十八日

山口県知事 村岡嗣政

### 一 國土調査を行った者の名称等

国土調査を行った期間  
国土調査を行った者

成果の名称

国土調査を行った地域

地名及び番地	幅(メートル)	延(メートル)	指定年月日
玖珂郡和木町和木二丁目四七二の四及び四七二の四地	四・一	二八・九	令和二年二月一〇



周南市	令和二年五月二十六日から 令和四年五月二十六日から	周南市地籍簿
大字湯野の一部		大字鹿野上の一部

二 認証年月日

令和五年二月二十八日

(二七) 公共測量の実施の終了  
 測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、山口地方法務局長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

令和五年二月二十八日

山口県知事 村岡嗣政

一 作業の種類  
公共測量（基準点測量）二 作業の地域  
下関市関西町、長崎中央町、西入江町、豊前田町、細江町及び丸山町三 作業の期間  
令和四年四月一日から同年十二月八日まで

## (二八) 田布施都市計画道路事業の施行

田布施都市計画道路事業について、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による告示（令和五年中国地方整備局告示第十号）があつたので、次のとおり公告します。

令和五年二月二十八日

山口県知事 村岡嗣政

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、平生町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和五年二月二十八日

山口県知事 村岡嗣政

- 一 作業の種類  
公共測量（基準点測量）
- 二 作業の地域  
熊毛郡平生町
- 三 作業の期間  
令和五年一月二十日から同年三月三十一日まで

(二九) 令和五年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施  
建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十三条の規定により、令和五年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施します。  
なお、試験の実施に関する事務は、公益財団法人建築技術教育普及センターに行われます。

令和五年二月二十八日

山口県知事 村岡嗣政

## 一 試験の日時

区 分	科 目	日 時		
			まで	
製設 図計	学 科	製設 図計	学 科	
木造建築士 試験	令和五年七月二日（日曜日） 午前十時十分から午後五時二十分	令和五年九月十日（日曜日） 午前十一時から午後四時まで	令和五年七月二十三日（日曜日） 午前十時十分から午後五時二十分まで	
	令和五年十月八日（日曜日） 午前十一時から午後四時まで			

## 二 試験の場所

山口市秋穂二島一〇六二  
山口県セミナーパーク

## 三 試験の科目

(一) 学科

建築計画、建築構造、建築施工及び建築法規

(二) 設計製図

建築士法第十五条各号のいずれかに該当する者であること。

## 五 受験資格

(一) 公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ (<https://www.jaeic.or.jp/>)において、必要な事項を入力し、申し込むこと。

なお、インターネットを利用する方法による受験の申込みをすることができない正当な理由がある場合（身体に障害がありインターネットの利用が困難である場合等）は、令和五年四月十日（月曜日）までに、東京都千代田区紀尾井町三丁目六番

公益財団法人建築技術教育普及センター本部（電話〇五〇一二〇三三一三八一一）に申し出ること。

## (二) 受付期間及び受付時間

令和五年四月三日（月曜日）午前十時から同月十七日（月曜日）午後四時まで

## 六 合格者の発表

## (一) 学科試験合格者

令和五年八月二十一日（月曜日）頃

## (二) 最終合格者

令和五年十二月七日（木曜日）頃

## 七 その他

(一) 試験案内のほか、受験の申込み方法の詳細については、令和五年三月一日から公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページにおいて掲載する。

(二) この試験についての問合せは、広島市中区大手町二丁目一一番一五号公益財団法人建築技術教育普及センター中国四国支部（電話〇八二一二四五一八〇五五）にすること。

(三) 設計製図の課題は、令和五年六月七日（水曜日）頃から公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページにおいて公開する。



## 公 告

令和五年度山口県職員採用大学卒業程度試験の実施

令和五年度山口県職員採用大学卒業程度試験を次のとおり実施します。

令和五年二月二十八日

山口県人事委員会

## 一 試験職種、採用予定人員及び職務の概要

試験は、次の表のとおり行います。

行 政	試 験 職 種	人 採 用 予 定	職 务 の 概 要
度十五人程	知事部局、教育厅、企業局等の各課及び出先機関（県立学校を含む）における一般行政事務		

土木	警察行政	三人程度
五人程度	知事部局(主として土木建築部)、企業局等の各課及び出先機関(土木建築事務所等)における土木事業等に関する企画、設計、施行管理等の専門業務	警察本部の各課及び出先機関における一般行政事務

**二 受験資格**

(一) 平成六年四月一日から平成十四年四月一日までに生まれた者又は平成十四年四月二日以降に生まれた者で学校教育法(昭和二十一年法律第二十六号。以下「法」という。)に規定する大学(山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。)の卒業者若しくは令和六年三月三十日までに卒業する見込みのものが受験できます。

これらの者のほか、土木については、平成十四年四月一日以降に生まれた者で法に規定する高等専門学校又は短期大学(山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含む。)の卒業者又は令和六年三月三十日までに卒業する見込みのものも受験できます。

**(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。**

1 日本の国籍を有しない者

2 民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第百四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者

3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

4 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者の他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その全員について行います。

**(一) 方法及び内容**

1 第一次試験

(1) 基礎能力検査(行政及び警察行政に限る。)

言語的理解力、数的処理能力及び論理的思考力について、択一式による筆記試験を行います。

(2) 専門試験(土木に限る。)

2 口述試験	
日 時	令和五年五月十日(水曜日)から同月十七日(水曜日)までの間で山口県人事委員会が指定する日
場 所	山口市滝町一番一号
大 阪 府	大阪府大阪市東淀川区東中島一丁目一八番二二号 新大阪丸ビル別館

詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

**2 第二次試験****(1) アピールシート試験**

職務に必要な専門的な知識及び技術について、記述式による筆記試験を行います。

**(2) 口述試験**

表現力、構成力、経験、意欲等について、記述式による筆記試験を行います。  
人物について総合的に評定するため、個別面接及び集団討論による試験を行います。

**(二) 日時**

令和五年四月九日(日曜日)

**(1) 行政及び警察行政**

試験室入室

午前九時三十分まで

アピールシート試験

午前十時から正午まで

**(2) 土木**

試験室入室

午前九時三十分まで

アピールシート試験

午前十時から正午まで

**(三) 場 所****専 門 試 験**

基礎能力試験

午後一時十五分から午後二時二十五分まで

**試 験 地**

会場

山 口 市

山 口 市

山 口 市

山 口 市

山 口 市

山 口 市

山 口 市

山 口 市

山 口 市

山 口 市

山 口 市

山 口 市

山 口 市

山 口 市

山 口 市

山 口 市

山 口 市

山 口 市

山 口 市

山 口 市

山 口 市

山 口 市

山 口 市

山 口 市

山 口 市

山 口 市

山 口 市

山 口 市

山 口 市

山 口 市

山 口 市

山 口 市

山 口 市

山 口 市

## 四 配点

第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

ら各任命権者が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。  
採用は、原則として令和六年四月一日に行われます。

## (一) 第一次試験

基礎能力試験 八〇点

専門試験 六〇点

## (二) 第二次試験

アピールシート試験 六〇点  
□述試験 一四〇点

## 五 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、基礎能力試験の得点順に決定します。

ただし、基礎能力試験の得点が平均点の六割未満の場合は、不合格となります。

(二) 最終合格者は、行政及び警察行政の試験職種にあつては第一次試験の得点のいかんにかかわらず第二次試験の結果に基づいて、土木の試験職種にあつては第一次試験の専門試験及び第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、アピールシート試験の得点が十五点以下、個別面接の得点が二十五点以下又は集団討論の得点が十点以下の場合は、不合格となります。

なお、アピールシート試験は、第一次試験と同日に行いますが、第一次試験合格者のみ採点を行います。

## 六 合格者の発表

## (一) 第一次試験合格者

令和五年四月二十一日（金曜日）とし、合格者の受験番号を山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載するとともに、合格者に文書で通知します。

## (二) 最終合格者

令和五年六月上旬とし、合格者の受験番号を山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

## (三) 試験の得点等

受験者は、試験の得点及び順位を知りたい場合には、合格者の発表日（第一次試験の合格者にあつては、最終合格者の発表日）以後、人事委員会事務局において、その旨を申し出してください。

## 七 合格から採用までの経路及び給与

合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登載され、このうちか

(二) (一) (二) (三) (四) (五) (六) (七) (八) (九)

給与は、各人の経歴によつて異なりますが、一般の職員の場合は、一般職の職員の給与に関する条例（昭和二十六年山口県条例第二号）別表第一の行政職給料表の一級二十九号給の給料月額が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

受験手続及び受付期間

受験案内の請求

受験の申込み

インターネットを利用する方法により受験の申込みをしてください。

なお、特別の事情によりインターネットを利用する方法による受験の申込みをすることができない場合は、令和五年三月十日（金曜日）までに山口県人事委員会事務局（電話〇八三一九三三一四四七四）に問い合わせてください。

受験上の希望事項

身体の障害等がある者で試験当日に車椅子等補装具を使用するなど、受験に際しての希望事項がある者は、受験の申込みの際に必ずその内容を入力してください。

なお、入力に当たつては、山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載している「障害者への受験上の配慮に係る取扱要領」を参考してください。

受付の期間及び時間

令和五年二月二十八日（火曜日）午前九時から三月二十日（月曜日）午後五時まで

その他

その他この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局に問い合わせてください。

令和  
五年  
二月二  
十八日印  
行刷

発行  
行人所

山口  
県知事  
事務所